

一般社団法人耐震天井普及協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 耐震天井普及協会と称し、英文名は Earthquake Proofing Ceiling Spread Society (略称：E S S) と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地震による天井脱落対策に係る建築基準法施行令改正により、耐震天井の普及のために必要な共同事業を行い、協会の技術、品質、安全衛生、生産性の向上を図り、これをもって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 耐震天井工法に関する指導及び教育機関の設置
- (2) 耐震天井工法の利用促進に於ける標準化及び普及活動への取り組み
- (3) 耐震天井工法の品質確保の取り組み
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、正会員・賛助会員及び特別会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員は、当法人の目的に賛同し入会した法人・個人又は団体
- (2) 賛助会員は、当法人の目的に賛同しその事業に協力しようとする法人・個人又は団体
- (3) 特別会員は、当法人の目的に賛同しその技術に協力しようとする法人・個人又は団体

(入会)

第7条 当法人に入会しようとする者は、正会員1名の紹介で所定の入会申込書を当法人に提出し、理

事会の承認を受けなければならない。

(会費)

- 第8条 正会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
 - 3 特別会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を求めないものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当法人が解散したとき
- (2) 退会したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である法人・団体が消滅したとき
- (6) 1年以上会費を滞納したとき
- (7) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第10条 会員は任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとするが、その除名の通知を受けた会員には、社員総会においての議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由があるとき
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 資産及び会計等

(財産の管理・運用)

第13条 当法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第14条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を得て、社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

(事業報告及び決算)

第15条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類(以下「計算書類等」という)を作成し、監事の監査を受けることとし、その後理事会の承認を得たうえで、定時社員総会において計算書類については承認を得るものとし、事業報告については定時社員総会で報告するものとする。

(長期借入金ならびに重要な財産の処分又は譲受)

第16条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受を行うときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

第17条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(公告)

第18条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第4章 社員総会

(種類)

第19条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第20条 社員総会は、正社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第21条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項ならびにこの定款に定める事項に限り議決する。

- 2 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員等の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の計算書類の承認
- (5) 入会の基準ならびに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業全部又は一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項及び理事会において社員総会に付議した事項

(開催)

第22条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。

(招集)

第23条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。但し、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第25条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 社員総会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席及び書面表決による正会員の過半数をもって決するものとする。

第5章 役員等

(役員の設定)

第27条 当法人に、次の役員をおく。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(役員職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5 理事会は、代表理事及び前2号に定める専務理事ならびに常務理事以外の理事の中から、業務を分担執行する者を選任することができる。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 当法人の業務ならびに財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。但し、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第32条 役員が次の一に該当するときは、社員総会において、解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第33条 常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。

(専門委員)

第34条 当法人において、調査研究を必要とする場合には、理事会は、専門委員を選任することができるものとする。この委員には、報酬を支給することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置・構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、専務理事および常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 内部管理体制の整備

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第39条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上

の議決を得て変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

第43条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 付則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(設立時理事等)

第45条 当法人の設立時理事・代表理事及び監事は次のとおりとする。

設立時理事	太田雅久
設立時理事	上田英明
設立時理事	柿鳶昇
設立時代表理事	太田雅久
設立時監事	三森巧

(設立時社員の名称及び住所)

第46条 当法人の設立時社員の名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員

東京都千代田区九段北四丁目2番38号

常盤工業株式会社

代表取締役 大窪利昭

設立時社員

東京都港区芝四丁目8番2号

青木あすなる建設株式会社

代表取締役 上野康信

設立時社員

静岡県磐田市南平松 10 番地 1

株式会社竜洋

代表取締役 鈴木博之

(最初の事業年度)

第 4 7 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。

(法令の準拠)

第 4 8 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人耐震天井普及協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 日

設立時社員

東京都千代田区九段北四丁目 2 番 38 号

常盤工業株式会社

代表取締役 大窪利昭

設立時社員

東京都港区芝四丁目 8 番 2 号

青木あすなる建設株式会社

代表取締役 上野康信

設立時社員

静岡県磐田市南平松 10 番地 1

株式会社竜洋

代表取締役 鈴木博之